

奨学金制度の充実等を求める意見書

実質賃金が低下し続け、世帯収入が下がり続ける中、家庭の教育費負担はかつてなく重くなっている。特に国立大学においては学費が急騰しており、既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては学業を続けられない実態がある。

我が国の公的な奨学金制度の中心を担う独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、大学生等には貸与方奨学金制度であり、貸与金額の7割超は、年3%を上限とする利息付きの奨学金（第2種奨学金）となっている。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増している。同機構は返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっている。

よって、国においては、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済事情にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、次の事項について十全の対応をとるよう強く要望する。

記

- 1 大学生を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。また、高校生を対象とした給付型奨学金制度についても拡充すること。
- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息については、さらに引き下げること。
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。
- 4 大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月15日

広島県府中市議会